

# おくやみハンドブック

ご遺族の方へ手続きのご案内

令和7年6月発行 岡山市



## ご遺族の方へ

このたびのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。  
身近な人が亡くなられた際には、多くの手続きが必要となり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族の方々にとって大変なご負担であろうと存じます。

手続きの参考に、この「おくやみハンドブック」をご活用ください。

岡山市

## おしらせ事項

- このハンドブックでは、死亡届提出後に必要となる手続きを記載しております。
- お亡くなりになった方がお一人住まいの場合、しばらくの期間、市役所等から郵便物が届くことがあります。
- お亡くなりになった方の状況によっては、このハンドブックに記載のない手続きが必要となる場合があります。
- 各手続きの内容や担当窓口等が変更となる場合がありますので、ご了承ください。
- 岡山市では、「ホームページやハンドブックを見ても手続きの方法がよく分からない」というご遺族向けに、各区役所に「おくやみ窓口」を開設しました。詳しくは35ページ「おくやみ窓口のご案内」をご確認ください。
- ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できる案内サービス「岡山市手続きガイド」を導入しております。ぜひご利用ください。

岡山市手続きガイドURL <https://ttzk.graffer.jp/city-okayama>

岡山市 手続きガイド



# 目次

1. 手続きにあたりお持ちいただくもの・・・ P 3
2. 市役所での手続き一覧・・・・・・・・・・ P 4
3. 各種手続きの概要・・・・・・・・・・ P 8
4. その他の関係機関での主な手続き・・・ P29
5. 庁舎等施設案内図及び問い合わせ先・・・ P30
6. おくやみ窓口のご案内・・・・・・・・・・ P35

## 手続きに関してよくある質問

Q：年金関係の手続きは区役所で出来ますか？年金事務所に行く必要がありますか？

**A：受給されていた年金の種類により、区役所で手続き出来る場合と、年金事務所での手続きとなる場合があります。**

※詳しくは最寄りの年金事務所にお問合せください。

Q：「死亡の記載のある戸籍」が必要ですが、すぐに取得できますか？

**A：交付可能になるまで、日数を要します。また、「死亡届を提出された役所」や「故人の本籍地」の状況によってもかかる日数が変わります。**

※詳しくは死亡届を提出された役所または本籍地の役所にお問合せください。

Q：（亡くなった方の）資格確認書などが見つからないのですが、手続きは出来ますか？

**A：可能です。証書類に不足があった場合は、状況に合わせてご案内します。**

Q：（亡くなった方の）マイナンバーカードはすぐ返納しないといけませんか？

**A：マイナンバーカードや通知カードは必ずしも市役所の窓口に戻納していただく必要はありません。諸手続きが終わりましたら、ご遺族の方で処分いただいて結構です。**

※窓口に戻納された場合、その方のマイナンバーを確認することが出来なくなりますが、相続などの手続きにおいてマイナンバーの提示を求められることがありますので、諸手続きが済むまでマイナンバーカードや通知カードは保管しておいてください。

## 手続きにあたりお持ちいただくもの

※ここでは、主な持ち物について記載しておりますが、お亡くなりになった方の状況によっては、ここでご案内しているもの以外にも必要なもの、又は不要となるものが生じる場合があります。

※各お手続きに必要なものは、8ページ以降「各種手続きの概要」の「持ち物」でご確認ください。

### 亡くなられた方のもの（お手元にあるものをお持ちください）

<input type="checkbox"/>	国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（国民健康保険加入者）
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証または資格確認書（後期高齢者医療制度加入者）
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証
<input type="checkbox"/>	基礎年金番号通知書・年金手帳・年金証書
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
<input type="checkbox"/>	市役所から交付された各種受給者証
<input type="checkbox"/>	そのほか受給していた高齢・障害福祉サービス関係の利用券など

### ご遺族のもの

<input type="checkbox"/>	来庁される方の本人確認書類 ・1点でよいもの（写真付きのもの） マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など ・2点必要なもの（写真付きではないが、氏名が確認できるもの） 被保険者証（介護保険）、資格確認書（健康保険）、各種年金証書、基礎年金番号通知書 など
<input type="checkbox"/>	葬祭を行ったことがわかるもの（葬祭費用の領収書など）
<input type="checkbox"/>	委任状 ・手続きを代理の方が行う場合は委任状が必要となります ※委任状が必要となる例 戸籍謄本を故人の直系親族以外の方が請求するとき（委任者：直系親族の方） 世帯主変更の届出を同一世帯員以外の方が行うとき（委任者：同一世帯員の方）
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本（全部事項証明）など
<input type="checkbox"/>	預貯金通帳（相続人代表、喪主）
<input type="checkbox"/>	印判（届出人、相続人代表、喪主） ※署名をすれば原則不要ですが、手続きによっては必要となる場合があります

# 市役所での手続き一覧

※お亡くなりになった方の状況によっては、この一覧に記載のない手続きが必要となる場合があります。

亡くなられた方の該当項目		主な手続き		受付窓口	参照概要
住民関係	世帯主であった	<input type="checkbox"/>	世帯主の変更	各区市民保険年金課、各支所・地域センター、各市民サービスセンター	P8-1
	印鑑登録証を所持していた	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証の返還		P8-2
	パスポートを所持していた	<input type="checkbox"/>	パスポートの返納	パスポート市民サービスコーナー ほか	P8-3
	マイナンバーカードや通知カードを所持していた	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードや通知カードの返納	各区市民保険年金課、各支所・地域センター	P8
健康保険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	国民健康保険資格確認書等の返還	各区市民保険年金課、各支所・地域センター ほか	P9-4
		<input type="checkbox"/>	記載事項（世帯主欄）の変更		P9-5
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請（国保）		P9-6
		<input type="checkbox"/>	高額療養費の支給申請（国保）		P10-7
	後期高齢者医療制度に加入していた	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証等の返還	各区市民保険年金課、各支所・地域センター、各福祉事務所	P10-8
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請（後期高齢者医療）		P10-9
		<input type="checkbox"/>	高額療養費の支給申請（後期高齢者医療）		P11-10
年金	国民年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求	最寄りの年金事務所、各区市民保険年金課 ほか	P11-11
	国民年金に加入していた	<input type="checkbox"/>	遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求		P12-12
	国民年金以外の年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	各種年金に関する手続き	最寄りの年金事務所、各共済組合 ほか	P29
介護保険	65歳以上または介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証等の返還	各福祉事務所、各区市民保険年金課、各支所・地域センター	P13-13
	介護保険サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	未支給分高額介護サービス費の申立		P13-14
障害福祉	身体障害者手帳、療育手帳を所持していた	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳の返還	各福祉事務所、各支所	P13-15
	障害福祉サービス等を受給していた	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証等の返還	身体・知的：各福祉事務所、各支所 精神：各保健センター 難病等：健康づくり課	P13-16

# 市役所での手続き一覧

※お亡くなりになった方の状況によっては、この一覧に記載のない手続きが必要となる場合があります。

亡くなられた方の該当項目		主な手続き	受付窓口	参照概要
障害福祉	自立支援医療（更生・育成医療）を受給していた	<input type="checkbox"/> 自立支援医療（更生・育成医療）受給者証の返還	更生医療：各福祉事務所、各支所 育成医療：健康づくり課	P14-17
	特別児童扶養手当の支給対象児童であった	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当に関する手続き	各福祉事務所、各支所	P14-18
	特別児童扶養手当を受給していた（保護者）			
	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当等に関する手続き	各福祉事務所、各支所	P15-19
	児童福祉年金（身体・知的）を受給していた	<input type="checkbox"/> 児童福祉年金（身体・知的）に関する手続き		P15-20
	心身障害者扶養共済制度に加入していた	<input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度に関する手続き		P16-21
	各種障害福祉サービス利用券等を所持していた	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス利用券等の返還		P16-22
	ほっとパーキングおかやま駐車場利用証を所持していた	<input type="checkbox"/> 駐車場利用証の返還	各福祉事務所、各保健センター、各支所 ほか	P17-23
精神保健	精神障害者保健福祉手帳を所持していた	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の返還	各保健センター	P17-24
	自立支援医療（精神通院）を受給していた	<input type="checkbox"/> 自立支援医療（精神通院）受給者証の返還		P17-25
	児童福祉年金（精神）を受給していた	<input type="checkbox"/> 児童福祉年金（精神）に関する手続き	健康づくり課	P18-26
高齢者福祉	緊急通報システムを利用していた	<input type="checkbox"/> 緊急通報装置の廃止手続き	各福祉事務所、各支所	P18-27
	各種高齢者福祉サービス利用券等を所持していた	<input type="checkbox"/> 高齢者福祉サービス利用券等の返還		P18-28
	高齢者福祉給付金を受給していた	<input type="checkbox"/> 高齢者福祉給付金変更・喪失の届出	高齢者福祉課	P19-29
医療	ひとり親家庭等医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格証の返還	各福祉事務所、各支所 ほか	P19-30
	子ども医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格証の返還	各区市民保険年金課、各支所・地域センター ほか	P19-31
	特定医療費（指定難病）の助成を受けていた	<input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証の返還	健康づくり課、各保健センター	P20-32
	小児慢性特定疾病医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還	健康づくり課	P20-33

# 市役所での手続き一覧

※お亡くなりになった方の状況によっては、この一覧に記載のない手続きが必要となる場合があります。

亡くなられた方の該当項目		主な手続き	受付窓口	参照概要	
医療	心身障害者医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費受給資格証の返還	身体・知的：各福祉事務所、各支所 ほか 精神：各保健センター	P20 -34
	児童手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	児童手当に関する手続き	各区市民保険年金課、各支所・地域センター	P21 -35
	児童手当の支給対象児童であった	<input type="checkbox"/>			
児童福祉	児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当に関する手続き	各福祉事務所、各支所 ほか	P21 -36
	児童扶養手当の支給対象児童であった	<input type="checkbox"/>			
	義務教育在学中の児童の保護者であった	<input type="checkbox"/>	遺児激励金の支給申請	各小・中学校、こども福祉課	P22 -37
	災害遺児教育年金制度に加入していた	<input type="checkbox"/>	災害遺児教育年金の支給申請	こども福祉課	P22 -38
保健・衛生	被爆者健康手帳を所持していた	<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳の返還	健康づくり課	P22 -39
	飼い犬の飼い主であった	<input type="checkbox"/>	犬の飼い主の登録変更	衛生課	P22 -40
	汲み取り式トイレを使用していた	<input type="checkbox"/>	し尿収集の届出変更	環境事業課、各区ごみ対策班 ほか	P23 -41
税金・料金	固定資産の納税義務者であった	<input type="checkbox"/>	固定資産の現所有者（法定相続人）申告	各区市税事務所	P23 -42
	未登記家屋を所有していた	<input type="checkbox"/>			未登記家屋の名義変更
	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車等の廃車・名義変更	各区市税事務所、各支所・地域センター	P23 -44
	市県民税の納税義務者であった	<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定の届出	各区市税事務所	P24 -45
	税金を口座振替で納付していた	<input type="checkbox"/>	口座振替の変更・廃止	収納課、各区市税事務所（北区を除く） ほか	P24 -46
	税金・保険料等の納付状況が不明である	<input type="checkbox"/>	税金・保険料等の納付相談	税金：収納課 保険料等：料金課	P24
保育・児童教育	保育園等に入所していた	<input type="checkbox"/>	保育園・認定こども園等に関する手続き	就園管理課、各福祉事務所、各支所、各保育施設	P24 -47
	世帯に保育園等の在園児がいた	<input type="checkbox"/>			

# 市役所での手続き一覧

※お亡くなりになった方の状況によっては、この一覧に記載のない手続きが必要となる場合があります。

亡くなられた方の該当項目		主な手続き	受付窓口	参照概要	
保育・児童教育	児童クラブに入所していた	<input type="checkbox"/>	市立児童クラブに関する手続き	各市立児童クラブ、岡山市ふれあい公社子ども支援課、地域子育て支援課	P25 -48
	世帯に児童クラブの入所児童がいた	<input type="checkbox"/>			
	小・中学生がいる世帯の生計維持者であった	<input type="checkbox"/>	生活困窮に伴う就学援助申請	就学課、各公立小・中学校、義務教育学校	P25 -49
市営住宅	市営住宅に入居していた（名義人）	<input type="checkbox"/>	市営住宅に関する手続き	岡山市営住宅管理センター、各区役所市営住宅窓口	P26 -50
	市営住宅に入居していた（名義人でない同居人）	<input type="checkbox"/>			
上下水道	水道の使用（契約）者であった	<input type="checkbox"/>	水道の使用休止等に関する手続き	水道局電話受付センター	P26 -51
	井戸水を使用していた	<input type="checkbox"/>	井水使用の廃止・変更の届出	下水道営業課	P26 -52
その他	市営墓地を使用していた	<input type="checkbox"/>	市営墓地使用承継の届出	生活安全課、墓地を所管する支所・地域センターほか	P27 -53
	建物（空き家となるもの）を所有していた	<input type="checkbox"/>	空き家の管理等に関する相談	建築指導課	P27 -54
	道路占用許可を受けていた	<input type="checkbox"/>	道路占用許可の廃止・権利承継の届出	各区地域整備課、各支所、北区土木農林分室	P27 -55
	岡山市ふれあい収集を利用していた	<input type="checkbox"/>	ふれあい収集廃止・変更の届出	環境事業課、各事業所ほか	P27 -56
	農地等を所有していた	<input type="checkbox"/>	農地等を相続した旨の届出	農業委員会事務局	P28 -57
	農業者年金の加入者もしくは受給者であった	<input type="checkbox"/>	農業者年金の脱退・死亡の届出	最寄りの農協、農業委員会事務局	P28 -58
	ハレカハーフを所持していた	<input type="checkbox"/>	ハレカハーフ返還届	交通政策課	P28 -59
森林の土地を所有していた	<input type="checkbox"/>	森林の土地を相続した旨の届出	各区農林水産振興課、各支所産業建設課	P28 -60	

# 各種手続きの概要

## 1 住民関係 世帯主の変更

世帯員が3人以上いる世帯で世帯主の方が亡くなられた場合、新たな世帯主を定める世帯主変更の届出が必要です。

### 持ち物

- 窓口で手続きする方の本人確認書類
- 国民健康保険資格確認書（その世帯に加入者がいる場合）
- 委任状（別世帯の任意代理人からの届出の場合）
- 届出人の印判（署名できない場合）

※成年後見人等が届出人となる場合は、その資格を証明する登記事項証明書等

### 受付・相談窓口

- ・各区市民保険年金課
- ・各支所、地域センター
- ・各市民サービスセンター

### 期限

亡くなられた日から14日以内

## 2 住民関係 印鑑登録証の返還

亡くなられた方が印鑑登録証（手帳・カード）をお持ちであった場合、返還が必要です。

### 持ち物

- 印鑑登録手帳又は印鑑登録証（カード）

### 受付・相談窓口

- ・各区市民保険年金課
- ・各支所、地域センター
- ・各市民サービスセンター

## 3 住民関係 パスポートの返納

亡くなられた方が有効なパスポート（旅券）をお持ちであった場合、返納が必要です。

### 持ち物

- パスポート（旅券）
- 死亡した事実が確認できる書類（戸籍謄本、除籍謄本）
- 届出人の本人確認書類

### 受付・相談窓口

- ・パスポート市民サービスコーナー
- ・中、東、南区市民保険年金課
- ※北区市民保険年金課ではお受けできません
- ・建部支所、瀬戸支所

### マイナンバーカードや通知カードの返納について

マイナンバーカードや通知カードは必ずしも市役所の窓口に戻納していただく必要はありません。諸手続きが終わりましたら、ご遺族の方で処分いただいても結構です。

※相続などの手続きにおいてマイナンバーの提示を求められることがありますので、諸手続きが済むまでマイナンバーカードや通知カードは保管しておいてください。返納された場合、その方のマイナンバーを確認することが出来なくなります。

### 受付・相談窓口

- ・各区市民保険年金課
- ・各支所、地域センター

# 各種手続きの概要

## 4 健康保険

### 国民健康保険資格 確認書等の返還

亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、下記の証の返還が必要です。

#### 持ち物

- 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
- 限度額適用認定証・減額認定証（お持ちの場合）
- 特定疾病療養受療証（お持ちの場合）

#### 受付・相談窓口

- ・各区市民保険年金課
- ・各支所、地域センター
- ・各市民サービスセンター
- ・各福祉事務所

郵

## 5 健康保険

### 記載事項（世帯主 欄）の変更

世帯主の方が亡くなられ、世帯員に国民健康保険被保険者がいる場合、世帯主欄の記載変更が必要です。

#### 持ち物

- 国民健康保険資格確認書
- 限度額適用認定証・減額認定証（お持ちの場合）
- 特定疾病療養受療証（お持ちの場合）

#### 受付・相談窓口

- ・各区市民保険年金課
- ・各支所、地域センター
- ・各市民サービスセンター

郵

## 6 健康保険

### 葬祭費の支給申請 （国保）

亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、葬祭を行った方に、葬祭費として5万円が支給されます。

- ※葬祭は火葬のみの場合も含まれます。
- ※社保等の被保険者本人であった方が国保に加入して3ヶ月以内に亡くなり、前の健康保険から葬祭費または埋葬料が支給される場合は支給対象となりません。
- ※死亡の原因が交通事故等第三者行為によるもので加害者から賠償を受ける場合、支給対象となりません。

#### 持ち物

- 葬儀代の領収書または会葬礼状
- 申請者の本人確認書類
- 申請者の振込口座確認書類
- 亡くなった方の国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ

#### 受付・相談窓口

- ・各区市民保険年金課
- ・各支所、地域センター
- ・各市民サービスセンター
- ・各福祉事務所

#### 期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

## 各種手続きの概要

7	健康保険 高額療養費の支給申請（国保）	8	健康保険 後期高齢者医療被保険者証等の返還
<p>亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、医療機関の窓口で支払った一部負担金が高額療養費自己負担限度額を超えた時、世帯主（世帯主がいない場合は相続人）の申請により、その超えた額が支給されます。</p> <p><b>持ち物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 医療機関に支払った領収書</li> <li><input type="checkbox"/> 振込口座確認書類</li> </ul> <p>※以下、相続人による申請の場合必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の出生から死亡まで記載のある戸籍謄本（写し可）</li> <li><input type="checkbox"/> 委任状（複数の相続人がいる場合、全員分必要）</li> <li><input type="checkbox"/> 住民票（岡山市外にお住まいの相続人がいる場合）</li> </ul> <p>※ 相続される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問合せください。</p> <p><b>受付・相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区市民保険年金課</li> <li>・各支所、地域センター</li> <li>・各福祉事務所</li> </ul> <p><b>期限</b></p> <p>診療日の属する月の翌月の1日から起算して2年以内</p>		<p>亡くなられた方が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、下記の証の返還が必要です。</p> <p><b>持ち物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書</li> <li><input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証（お持ちの場合）</li> <li><input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（お持ちの場合）</li> </ul> <p><b>受付・相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区市民保険年金課</li> <li>・各支所、地域センター</li> <li>・各福祉事務所</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>郵</b></p>	
<p>9</p> <p><b>健康保険</b> 葬祭費の支給申請（後期高齢者医療）</p> <p>亡くなられた方が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、葬祭を行った方（喪主）に、葬祭費として5万円が支給されます。</p> <p>※葬祭は火葬のみの場合も含まれます。</p> <p><b>持ち物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 喪主の振込口座確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書</li> </ul> <p><b>受付・相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区市民保険年金課</li> <li>・各支所、地域センター</li> <li>・各福祉事務所</li> </ul> <p><b>期限</b></p> <p>葬祭を行った日の翌日から2年以内</p> <p style="text-align: right;"><b>郵</b></p>		<p>10</p> <p style="text-align: right;"><b>郵</b> …… 郵送による手続き可</p> <p style="text-align: right;">※郵送手続きについては、事前にご確認ください</p>	

# 各種手続きの概要

## 10 健康保険

### 高額療養費の支給申請(後期高齢者医療)

亡くなられた方が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、医療機関の窓口で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた時、申請により、その超えた額が支給されます。

#### 持ち物

- 届出人の本人確認書類
- 振込口座確認書類
- 相続人であることが分かる書類（戸籍謄本の写し等）

#### 受付・相談窓口

- ・各区市民保険年金課
- ・各支所、地域センター
- ・各福祉事務所

#### 期限

診療月から2年3ヵ月以内

郵

### 関係書類の送付先変更について

亡くなられた後期高齢者医療制度の被保険者が独居もしくは施設等に入所されていた場合、その後の関係書類の送付先を変更することができます。

※ただし、申請者は法定相続人に限ります

#### 受付・相談窓口

- ・各区市民保険年金課
- ・各支所、地域センター
- ・各福祉事務所

## 11 年金

### 未支給年金の請求

亡くなられた方が年金を受給していた場合、下記に該当する方は未支給年金請求が可能な場合があります。

- ・故人と生計を同じくしていた方
- ・故人からみて3親等以内の方（優先順位があります）

※加入していた年金によって、別途年金事務所での手続きが必要となる場合があります。

#### 持ち物

- 亡くなった方の年金証書
- 死亡した事実が確認できる書類（死亡診断書の写し等）
- 戸籍謄（抄）本
- 請求者の世帯全員の住民票
- 請求者の預貯金通帳
- 生計同一に関する申立書（別住所の場合）所定の様式あり

※申請書類にマイナンバーをご記入いただくことで、添付書類を省略できる場合があります。

※請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問合せください。

#### 受付・相談窓口

- ・最寄りの年金事務所
- ・各区市民保険年金課
- ・各支所、地域センター
- ・各市民サービスセンター

#### 期限

亡くなった方の年金支払日の翌月の初日から5年以内

郵

・・・郵送による手続き可

※郵送手続きについては、事前に各窓口にご確認ください

# 各種手続きの概要

## 12 年金 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求

亡くなられた方が国民年金に加入していた場合、下記の要件に該当すると遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される場合があります。

### 要件等

#### 【遺族基礎年金】

国民年金に加入していた故人が一定の要件を満たした場合、その方に生計を維持されていた下記の対象者に支給されるもの

- ・子のある配偶者
- ・子

※「子」は18歳到達年度の末日まで（一定の障害がある時は20歳未満）の子

#### 【寡婦年金】

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けず亡くなった場合、その方と10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対し、60歳から65歳になるまでの間支給されるもの

#### 【死亡一時金】

第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けず亡くなった場合、その方と生計を同じくしていた遺族に支給されるもの

※「遺族」は①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹（①～⑥の順で先順位者が受ける場合、後順位者は受け取ることができない）

### 持ち物

#### 【遺族基礎年金・寡婦年金】

- 亡くなった方の基礎年金番号通知書または年金手帳（証書）
- 戸籍謄（抄）本
- 請求者の世帯全員の住民票
- 死亡した事実が確認できる書類（死亡診断書の写し等）
- 請求者の所得証明書
- 請求者の預貯金通帳

#### 【死亡一時金】

- 亡くなった方の基礎年金番号通知書または年金手帳
- 戸籍謄（抄）本
- 亡くなった方の住民票除票
- 請求者の世帯全員の住民票
- 請求者の預貯金通帳

※ 申請書類にマイナンバーをご記入いただくことで、添付書類を省略できる場合があります。

※ 請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問合せください。

### 受付・相談窓口

- ・最寄りの年金事務所
- ・各区市民保険年金課
- ・各支所、地域センター
- ・各市民サービスセンター

### 期限

#### 【遺族基礎年金・寡婦年金】

亡くなった日の翌日から5年以内

#### 【死亡一時金】

亡くなった日の翌日から2年以内

## 各種手続きの概要

### 13 介護保険

#### 介護保険被保険者証等の返還

亡くなられた方が65歳以上の方または介護認定を受けていた場合、下記の証書の返還が必要です。

#### 持ち物

- 介護保険被保険者証
- 負担割合証（お持ちの場合）
- 負担限度額認定証（お持ちの場合）

#### 受付・相談窓口

- ・各福祉事務所
- ・各支所、地域センター
- ・各区市民保険年金課

郵

### 15 障害福祉

#### 身体障害者手帳・療育手帳の返還

亡くなられた方が下記の手帳を所持していた場合、返還が必要です。

#### 持ち物

- 【身体障害者手帳をお持ちの場合】
- 身体障害者手帳
- 【療育手帳をお持ちの場合】
- 療育手帳

#### 受付・相談窓口

- ・各福祉事務所
- ・各支所

### 14 介護保険

#### 未支給分高額介護サービス費の申立

亡くなられた方に未支給となっている高額介護（予防）サービス費等があった場合、相続人の方の申し立てにより請求が可能です。

#### 持ち物

- 相続人であることが分かる書類（戸籍謄本の写し等）
- 相続人の振込口座確認書類

#### 受付・相談窓口

- ・各福祉事務所
- ・各支所、地域センター
- ・各区市民保険年金課

#### 期限

介護サービスを利用した月の翌月から2年以内

郵

### 16 障害福祉

#### 障害福祉サービス受給者証等の返還

亡くなられた方に障害等があり、障害福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援受給者証を所持していた場合、返還が必要です。

#### 持ち物

- 障害福祉サービス受給者証
- 通所受給者証
- 地域生活支援受給者証

#### 受付・相談窓口

- 【身体障害・知的障害】
- ・各福祉事務所
- ・各支所
- 【精神障害】
- ・各保健センター
- 【難病患者等】
- ・各保健センター
- ・保健所健康づくり課特定疾病係

郵

## 各種手続きの概要

### 17 障害福祉 自立支援医療(更生・育成医療)受給者証の返還

亡くなられた方が自立支援医療受給者証を所持していた場合、返還が必要です。

#### 持ち物

##### 【更生医療の場合】

- 自立支援医療（更生医療）受給者証

##### 【育成医療の場合】

- 自立支援医療（育成医療）受給者証

#### 受付・相談窓口

##### 【更生医療の場合】

- ・各福祉事務所
- ・各支所

##### 【育成医療の場合】

- ・保健所健康づくり課特定疾病係

郵

### 18 障害福祉 特別児童扶養手当に関する手続き

亡くなられた方が特別児童扶養手当受給者もしくは手当の対象児であった場合、下記の手続き等が必要です。

#### 【監護者(受給者)が亡くなった場合】

- ・死亡の届出
- ・未支給手当の請求（該当する場合）

#### 持ち物

未支給手当がある場合必要なもの

- 対象児童名義の振込口座確認書類

#### 【手当の対象児が亡くなった場合】

- ・資格喪失届の提出

#### 受付・相談窓口

- ・各福祉事務所
- ・各支所

#### 期限

速やかに

※ そのほか、監護者の所得状況等に変更が生じる場合は、事前にお問合せください。

郵

## 各種手続きの概要

19

障害福祉

特別障害者手当等  
に関する手続き

亡くなられた方が特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた場合、下記の手続き等が必要です。

- ・死亡の届出
- ・未支給手当の請求（該当する場合）  
※ 請求は、亡くなった受給者の配偶者または扶養義務者で、生計を同じくしていた方に限ります。

持ち物

- ※未支給の手当がある場合必要なもの
- 相続人であることが分かる書類（戸籍謄本の写し等）
  - 振込口座確認書類

※ 請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問合せください。

受付・相談窓口

- ・各福祉事務所
- ・各支所

期限

速やかに

郵

20

障害福祉

児童福祉年金(身体・知的)に関する手続き

亡くなられた方が児童福祉年金（身体・知的）の受給者もしくは年金の対象児であった場合、下記の手続き等が必要です。

【監護者(受給者)が亡くなった場合】

- ・死亡の届出
- ・未支給年金の請求（該当する場合）

持ち物

- 児童福祉年金証書
- ※以下、未支給の年金がある場合必要なもの
- 対象児童名義の振込口座確認書類
  - 年金の対象児であることがわかる書類（障害者手帳等）

【年金の対象児が亡くなった場合】

- ・受給権消滅の届出

持ち物

- 児童福祉年金証書

受付・相談窓口

- ・各福祉事務所
- ・各支所

期限

速やかに

郵

# 各種手続きの概要

## 21 障害福祉 心身障害者扶養共済制度に関する手続き

亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度の加入者もしくは対象の障害者（児）であった場合、下記の要件に該当すると年金や弔慰金が支給される場合があります。

### 要件等

#### 【年金】

扶養共済制度の加入者（保護者）が亡くなった場合、対象の障害がある方に対し支給されるもの

#### 【弔慰金】

扶養共済制度に加入中（1年以上）に、対象の障害がある方が亡くなった場合、加入者（保護者）に対し支給されるもの

### 持ち物

#### 【年金】

- 死亡診断書もしくは死体検案書（原本または原本証明されたもの）
- 加入者の住民票（除票）
- 受給権者（障害者）の住民票
- 受給権者（障害者）または年金管理者の振込口座確認書類
- 加入証書

#### 【弔慰金】

- 加入者の住民票
- 受給権者（障害者）の住民票（除票）
- 振込口座確認書類
- 加入証書

### 受付・相談窓口

- ・各福祉事務所
- ・各支所

### 期限

速やかに

※ 加入者（保護者）が亡くなった場合は、死亡の届出が必要です。また、それに伴い年金管理者を変更する場合は、事前にお問い合わせください。

郵

## 22 障害福祉 障害福祉サービス利用券等の返還

亡くなられた方が各種障害福祉サービスにおける利用券等の授受または物品の貸与を受けていた場合、その返還が必要です。

### 持ち物（返還）

- 貸し出し用車いす
- 未使用の利用券（マッサージ施術券、タクシー利用券など）

### 受付・相談窓口

- ・各福祉事務所
- ・各支所

### 期限

速やかに

郵

## 各種手続きの概要

### 23 障害福祉 駐車場利用証の返還

亡くなられた方が「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証を所持していた場合、返還が必要です。

#### 持ち物

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証

#### 受付・相談窓口

- ・各福祉事務所、各支所
- ・各保健センター
- ・各区市民保険年金課
- ・障害者更生相談所
- ・こども総合相談所

#### 期限

速やかに

郵

### 24 精神保健 精神障害者保健福祉手帳の返還

亡くなられた方が精神障害者保健福祉手帳を所持していた場合、返還が必要です。

#### 持ち物

精神障害者保健福祉手帳

#### 受付・相談窓口

- ・各保健センター

### 25 精神保健 自立支援医療(精神通院)受給者証の返還

亡くなられた方が自立支援医(精神通院)受給者証を所持していた場合、返還が必要です。

#### 持ち物

自立支援医療(精神通院)受給者証

#### 受付・相談窓口

- ・各保健センター

## 各種手続きの概要

### 26 精神保健 児童福祉年金（精神）に関する手続き

亡くなられた方が児童福祉年金（精神）の受給者もしくは年金の対象児であった場合、下記の手続き等が必要です。

#### 【監護者(受給者)が亡くなった場合】

- ・死亡の届出
- ・未支給年金の請求（該当する場合）

#### 持ち物

- 児童福祉年金証書
- ※以下、未支給の年金がある場合必要なもの
- 対象児童名義の振込口座確認書類
- 年金の対象児であることがわかる書類（精神障害者保健福祉手帳等）

#### 【年金の対象児が亡くなった場合】

- ・受給権消滅の届出

#### 持ち物

- 児童福祉年金証書

#### 受付・相談窓口

- ・保健所健康づくり課精神保健係

#### 期限

速やかに

郵

### 27 高齢者福祉 緊急通報装置の廃止手続き

亡くなられた方が緊急通報システムを利用していた場合、下記の手続きが必要です。

- ・緊急通報システム現状変更の届出
- ・緊急通報装置の返還（貸与者のみ）

#### 持ち物

- 緊急通報装置（貸与者のみ）

#### 受付・相談窓口

- ・各福祉事務所
- ・各支所

#### 期限

速やかに

### 28 高齢者福祉 高齢者福祉サービス利用券等の返還

亡くなられた方が各種高齢者福祉サービスにおける利用券等の授受または物品の貸与を受けていた場合、その返還が必要です。

#### 持ち物（返還）

- 貸し出し用福祉電話機
- 未使用の利用券（マッサージ施術券、入浴券、理容サービス券など）

#### 受付・相談窓口

- ・各福祉事務所
- ・各支所

#### 期限

福祉電話については速やかにNTTへ利用休止及び請求先変更の連絡が必要

郵

## 各種手続きの概要

29	高齢者 福祉	高齢者福祉給付金 変更・喪失の届出
<p>亡くなられた方が高齢者福祉給付金を受給していた場合、変更・喪失届の提出が必要です。</p>		
<p>持ち物</p> <p>特になし</p>		
<p>受付・相談窓口</p> <p>・ 高齢者福祉課</p>		
<p>期限</p> <p>速やかに</p>		
<p>郵</p>		

30	医療	ひとり親家庭等医療費 受給資格証の返還
<p>亡くなられた方がひとり親家庭等医療費の助成を受けていた場合、受給資格証の返還が必要です。</p>		
<p>持ち物</p> <p><input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格証</p>		
<p>受付・相談窓口</p> <p>・ 各福祉事務所、各支所 ・ 各区市民保険年金課 ・ 各地域センター</p>		
<p>※ 差額給付金の受取口座を相続人に変更する手続きが必要となります。必要な書類などは事前に医療助成課へお問合せください。なお、医療機関の受診状況により給付金が発生しない場合があります。</p>		

31	医療	子ども医療費受給 資格証の返還
<p>亡くなられた方が子ども医療費の助成を受けていた場合、受給資格証の返還が必要です。</p>		
<p>持ち物</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格証</p>		
<p>受付・相談窓口</p> <p>・ 各区市民保険年金課 ・ 各支所、地域センター ・ 各福祉事務所</p>		
<p>郵</p>		

## 各種手続きの概要

32	医療	特定医療費（指定難病）受給者証の返還	34	医療	心身障害者医療費受給資格証の返還
<p>亡くなられた方が特定医療費（指定難病）受給者証を所持していた場合、返還が必要です。</p> <p><b>持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証</p> <p><b>受付・相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各保健センター</li> <li>・保健所健康づくり課特定疾病係</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>郵</b></p>			<p>亡くなられた方が心身障害者医療費の助成を受けていた場合、受給資格証の返還が必要です。</p> <p><b>持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/> 心身障害者医療費受給資格証</p> <p><b>受付・相談窓口</b></p> <p><b>【身体・知的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各福祉事務所、各支所</li> <li>・各区市民保険年金課</li> <li>・各地域センター</li> </ul> <p><b>【精神】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各保健センター</li> </ul> <p>※ 差額給付金の受取口座を相続人に変更する手続きが必要となります。必要な書類などは事前に医療助成課へお問合せください。なお、医療機関の受診状況により給付金が発生しない場合があります。</p>		
33	医療	小児慢性特定疾病医療受給者証の返還			
<p>亡くなられた方が小児慢性特定疾病医療受給者証を所持していた場合、返還が必要です。</p> <p><b>持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証</p> <p><b>受付・相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所健康づくり課特定疾病係</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>郵</b></p>					

## 各種手続きの概要

<b>35</b>	<b>児童福祉</b>	<b>児童手当に関する手続き</b>
<p>亡くなられた方が児童手当の受給者もしくは支給対象児童であった場合、下記の手続き等が必要です。</p> <p><b>【保護者(受給者)が亡くなった場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給者の変更（認定請求）</li> <li>・ 未支払手当の請求（該当する場合）</li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;">持ち物</p> <p><u>受給者の変更（認定請求）の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 請求者（新しく受給者となる方）のマイナンバーが分かる書類</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者の振込口座確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 請求者の健康保険資格確認書</li> </ul> <p><u>未支払手当の請求の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 請求者（児童の保護者など）の本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 支給対象児童の振込口座確認書類</li> </ul> <p>※ その他個々の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問合せください。</p> <p><b>【支給対象児童が亡くなった場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給事由消滅・額改定(減額)の届出</li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;">持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類</li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;">受付・相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各区市民保険年金課</li> <li>・ 各支所、地域センター</li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;">期限</p> <p>いずれも速やかに ※ 認定請求については、故人が亡くなった翌日から15日以内</p>		

<b>36</b>	<b>児童福祉</b>	<b>児童扶養手当に関する手続き</b>
<p>亡くなられた方が児童扶養手当の受給者もしくは支給対象児童であった場合、下記の手続き等が必要です。</p> <p><b>【保護者(受給者)が亡くなった場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給者（養育者）の変更</li> <li>・ 未支払手当の請求（該当する場合）</li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;">持ち物</p> <p><u>受給者（養育者）の変更の場合</u></p> <p>個々の状況により必要な書類が異なりますので、下記の窓口へご確認ください</p> <p><u>未支払手当の請求の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</li> <li><input type="checkbox"/> 支給対象児童の本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 支給対象児童の振込口座確認書類</li> </ul> <p>※ 上記以外に、同居されている親族の方が亡くなった場合も下記の窓口にお問合せください。</p> <p><b>【支給対象児童が亡くなった場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 額改定(減額)または資格喪失の届出</li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;">持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</li> <li><input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類</li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;">受付・相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各福祉事務所、各支所</li> <li>・ 各区市民保険年金課</li> <li>・ 各地域センター</li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;">期限</p> <p>いずれも速やかに ※ 未支払手当の請求については、故人が亡くなった日から14日以内</p>		

## 各種手続きの概要

### 37 児童福祉

#### 遺児激励金の支給申請

岡山市内に住所がある児童が義務教育在学中に保護者を亡くした場合、申請により遺児激励金が支給されます。

##### 持ち物

- 請求者（子を養育する方）の本人確認書類
- 請求者の振込口座確認書類

##### 受付・相談窓口

- ・各小・中学校
- ・こども福祉課

##### 期限

速やかに

### 39 保健・衛生

#### 被爆者健康手帳の返還

亡くなられた方が被爆者健康手帳を所持していた場合、手帳等の返還が必要です。また、葬祭を行った方に葬祭料が支給される場合があります。

##### 持ち物

- まずは下記の窓口へご相談ください。

##### 受付・相談窓口

- ・保健所健康づくり課特定疾病係

##### 期限

速やかに

郵

### 38 児童福祉

#### 災害遺児教育年金の支給申請

災害等により亡くなられた方が災害遺児教育年金制度に加入していた場合、死亡の届出により年金が支給されます。

##### 持ち物

- 災害遺児教育年金制度加入証
- 死亡した事実が確認できる書類（死亡診断書の写し等）
- 戸籍謄（抄）本
- 請求者（子を養育する方）の本人確認書類
- 請求者の振込口座確認書類

※ その他個々の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問合せください。

##### 受付・相談窓口

- ・こども福祉課

##### 期限

速やかに

### 40 保健・衛生

#### 犬の飼い主の登録変更

亡くなられた方が犬の飼い主であった場合、登録変更の手続きが必要です。

※ 新しい飼い主が岡山市外の方となる場合、その方がお住まいの市町村での届出となります。

##### 持ち物

- まずは下記の窓口へご相談ください

##### 相談窓口

- ・保健所衛生課

##### 期限

亡くなった日から30日以内

郵

・・・郵送による手続き可

※郵送手続きについては、事前に各窓口にご確認ください

## 各種手続きの概要

41	保健・衛生	し尿収集の届出変更
<p>くみ取り式トイレを使用されている世帯で、世帯員数等に変更が生じる場合、届出が必要です。</p>		
<p><b>持ち物</b></p> <p>特になし</p>		
<p><b>受付・相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境事業課</li> <li>・各区ごみ対策班</li> <li>・各支所、地域センター</li> </ul>		
<p><b>期限</b></p> <p>速やかに</p>		

43	税金・料金	未登記家屋の名義変更
<p>亡くなられた方が未登記の家屋を所有していた場合、正式な手続きとしては登記をしていただく必要がありますが、登記ができない場合は、名義変更の届出が必要です。</p>		
<p><b>持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/> まずは下記の窓口へご相談ください</p>		
<p><b>受付・相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区市税事務所</li> </ul>		
<p><b>期限</b></p> <p>速やかに</p>		
<p><b>郵</b></p>		

42	税金・料金	固定資産の現所有者(法定相続人)申告
<p>亡くなられた方が固定資産を所有していた場合、現所有者となる方の申告が必要です。</p>		
<p><b>持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類（戸籍謄本など）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類</p>		
<p><b>受付・相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区市税事務所</li> </ul>		
<p><b>期限</b></p> <p>亡くなった日から3月以内</p>		
<p><b>郵</b></p>		

44	税金・料金	原動機付自転車等の廃車・名義変更
<p>亡くなられた方が原動機付自転車（125cc以下、ミニカー含む）や小型特殊自動車を所有していた場合、廃車または名義変更の申告が必要です。</p>		
<p><b>持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/> 標識交付証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> ナンバープレート（名義変更の場合は不要）</p>		
<p><b>受付・相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区市税事務所</li> <li>・各支所、地域センター</li> </ul>		
<p><b>郵</b></p>		

## 各種手続きの概要

### 45 税金・料金

#### 相続人代表者指定の届出

亡くなられた方に納めていただく市県民税がある場合、相続人代表者の指定の届出が必要です。

持ち物

相続人の本人確認書類

受付・相談窓口

・各区市税事務所

郵

#### 税金・保険料等の納付相談について

亡くなられた方について納付していない税金や保険料金等がある時または納付状況等が不明である場合、下記の窓口までご相談ください。

相談窓口

【税金】

・収納課

【保険料等】

・料金課

### 46 税金・料金

#### 口座振替の変更・廃止

税金を口座振替納付をしていた方が亡くなった場合、振替口座の変更または廃止の手続きが必要です（本人名義以外の口座から振り替えていた場合も同様です）。

持ち物

納税通知書

※以下、口座変更の場合必要なもの

振込口座確認書類

振替口座の届出印

受付・相談窓口

・収納課、各市税事務所（北区を除く）

・各支所、地域センター

※ ゆうちょ銀行口座へ変更の場合は、直接郵便局へ

期限

速やかに

郵

### 47

#### 保育・児童教育

#### 保育園・認定こども園等に関する手続き

亡くなられた方が保育園や認定こども園等に入所している児童またはその保護者及び世帯員であった場合、下記の手続き等が必要です。

【入所中の児童が亡くなった場合】

・退園の届出

【保護者・世帯員が亡くなった場合】

・給付認定等に係る世帯状況変更届出

持ち物

申請者（保護者）の本人確認書類

※ 郵送による手続きの場合は、申請者（保護者）の本人確認書類の写しを添付してください。

受付・相談窓口

・就園管理課

・各福祉事務所、各支所

・各保育施設

期限

速やかに

郵

## 各種手続きの概要

48

保育・  
児童教育

市立児童クラブに  
関する手続き

亡くなられた方が岡山市立児童クラブに入所している児童またはその保護者であった場合、下記の手続き等が必要です。

【入所中の児童が亡くなった場合】

- ・退所の届出

【保護者が亡くなった場合】

- ・入所申請書等記載事項の変更

受付・相談窓口

- ・各市立児童クラブ
- ・岡山市ふれあい公社子ども支援課
- ・地域子育て支援課

期限

速やかに

郵

49

保育・  
児童教育

生活困窮に伴う就  
学援助申請

生計を維持していた方が亡くなった等の事情により、その世帯員(子)の公立小・中学校での就学費用にお困りの場合、その費用の一部の援助を受けることができる場合があります。

※すでに援助を受けている方で、振込口座の変更が必要な場合は、下記の窓口までお問合せください。

持ち物

- 申請者の振込口座確認書類
- 児童扶養手当証書の写し(手当受給者のみ)
- 所得証明書(市外からの転入者のみ)

受付・相談窓口

- ・就学課
- ・各公立小・中学校、義務教育学校

期限

速やかに

※ただし申請の受付時期は5月頃、8月頃、12月頃の年3回

## 各種手続きの概要

### 50 市営住宅

#### 市営住宅に関する 手続き

亡くなられた方が市営住宅に入居していた場合、下記の手続き等が必要です。

##### 【名義人が亡くなった場合】

- ・市営住宅返還の届出（退去）
- ・入居承継の届出（同居人の引継ぎ入居）

##### 持ち物

##### 市営住宅返還の届出の場合

- 届出人の印判
- 振込口座確認書類（敷金をお預かりしている場合）
- 本人確認書類

##### 入居承継の届出の場合

- 新賃借人の印鑑登録証明書及びその印判
- 名義人が亡くなられたことを証明する書類（戸籍謄本等）
- 故人と新賃借人の続柄が分かる書類（戸籍謄本等）
- 新賃借人世帯の住民票（本籍地、筆頭者の記載のあるもの）
- 本人確認書類

##### 【同居人が亡くなった場合】

- ・入居者異動の届出

##### 持ち物

- 名義人の印判（署名できない場合）
- 届出人の本人確認書類

##### 受付・相談窓口

- ・岡山市営住宅管理センター
- ・各区役所市営住宅窓口

##### 期限

いずれも速やかに

### 51 上下水道

#### 水道の使用休止等 に関する手続き

水道の使用を休止する場合、または使用者・所有者の名義変更をする場合は下記の窓口にお問合せください。

※ マンションなどの共同住宅や雑居ビルの場合も同様です。

##### 持ち物

- まずは下記の窓口へご相談ください

##### 受付・相談窓口

- ・水道局電話受付センター

##### 期限

速やかに

### 52 上下水道

#### 井水使用の廃止・ 変更の届出

亡くなられた方が井戸水等を使用して下水道へ排水していた場合、使用の廃止、使用者または世帯員数の変更等の手続きが必要です。

##### 持ち物

- 届出人の印判（署名できない場合）

##### 受付・相談窓口

- ・下水道営業課

郵

## 各種手続きの概要

53	その他	市営墓地使用承継の届出
<p>亡くなられた方が市営墓地の利用者であった場合、新たに当該墓地を管理する方へ承継（名義変更）の手続きが必要です。</p> <p><b>持ち物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 使用許可証</li> <li><input type="checkbox"/> 故人と新名義人の続柄が分かる書類（戸籍謄本等）</li> <li><input type="checkbox"/> 新名義人の住民票（本籍地、筆頭者の記載のあるもの）</li> </ul> <p>※ 承継される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問合せください。</p> <p><b>受付・相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安全課</li> <li>・墓地所管の各支所、地域センター</li> <li>・墓地所管の各区総務・地域振興課</li> </ul> <p>※ 笠井山、上道及び中区役所内の墓地は生活安全課</p> <p><b>期限</b></p> <p>親族等関係者で相談された後、速やかに</p>		
54	その他	空き家の管理等に関する相談
<p>亡くなられた方がお住まいだった家を相続された方で、その建物の管理・利活用・処分についてご相談がある場合は、下記の窓口にお問合せください。</p> <p><b>相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築指導課 空家対策推進室</li> </ul>		
55	その他	道路占用許可の廃止・権利承継の届出
<p>亡くなられた方が道路占用の許可を受けていた場合、その廃止もしくは権利の承継の手続きが必要です。</p> <p><b>持ち物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 占用許可を受けていることが分かる書類（許可書、納付書等）</li> </ul> <p><b>受付・相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区地域整備課</li> <li>・各支所</li> <li>・北区土木農林分室</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>郵</b></p>		
56	その他	ふれあい収集の廃止・変更の届出
<p>亡くなられた方が岡山市ふれあい収集を利用されていた場合、その廃止もしくは利用者の変更等の手続きが必要です。</p> <p><b>持ち物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> まずは下記の窓口へご相談ください</li> </ul> <p><b>受付・相談窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境事業課</li> <li>・各事業所</li> <li>・各区ごみ対策班</li> </ul> <p>※ 建部地区については建部支所</p> <p style="text-align: right;"><b>郵</b></p>		

## 各種手続きの概要

57

その他

農地等を相続した旨の届出

亡くなられた方が農地または採草放牧地を所有していた場合、相続された方は農地等の権利を取得した旨の届出が必要です。

持ち物

届出人の本人確認書類

※ 届出される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問合せください。

受付・相談窓口

・ 農業委員会事務局

期限

権利取得を知った日から概ね10月以内

郵

59

その他

ハレカハーフの返還

亡くなられた方がハレカハーフをお持ちであった場合は、返還が必要です。

※残高の確認は、チャージ可能な各社の窓口ですることができます。

※ 残高の払い戻しは、身分証をお持ちの上岡山駅東口バス総合案内所で手続きをお願いします。払い戻し後、交通政策課へハレカハーフの返還をお願いします。

持ち物

ハレカハーフ

ハレカハーフ返還届

受付・相談窓口

・ 交通政策課

郵

58

その他

農業者年金の脱退・死亡の届出

亡くなられた方が農業者年金の加入者もしくは受給者であった場合、死亡した旨の届出が必要です。

※ 一定の要件に該当すると、一時金・未支給年金の請求ができる場合があります。

持ち物

農業者年金証書

故人の死亡日が確認できる書類

※ 未支給年金等の請求には必要な書類が異なりますので、事前に最寄りの農協へお問合せください。

相談窓口

・ 最寄りの農協  
・ 農業委員会事務局

60

その他

森林の土地を相続した旨の届出

亡くなられた方が森林を所有していた場合、相続された方は森林の土地を取得した旨の届出が必要です。

持ち物

登記事項証明書等権利を取得したことが分かる書類の写し

土地の位置を示す図面

受付・相談窓口

・ 各区農林水産振興課  
・ 各支所産業建設課

期限

土地の所有者となった日から90日以内

郵

## その他の関係機関での主な手続き

※お亡くなりになった方の状況によっては、管轄の行政機関が一覧と異なる場合があります。お手続きに際しては、あらかじめ問い合わせ先にご確認ください。

対象項目	主な手続き	問い合わせ先
厚生年金・老齢基礎年金、共済年金 等	未支給年金の請求 遺族年金の請求	岡山西年金事務所 ☎ 086-214-2163 岡山東年金事務所 ☎ 086-270-7925 各共済組合（共済年金の場合）
生命保険 等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求	加入していた生命保険会社または代理店
各種健康保険	健康保険資格確認書の返納	加入していた健康保険組合や団体
普通自動車、125cc超の二輪 等	廃車 名義変更	中国運輸局岡山運輸支局（ヘルプデスク） ☎ 050-5540-2072
軽自動車	廃車 名義変更	軽自動車検査協会岡山事務所（コールセンター） ☎ 050-3816-3084
運転免許証	返納	管轄の警察署 岡山県運転免許センター
在留カード、特別永住者証明書	返納	広島出入国在留管理局 岡山出張所 ☎ 086-234-3531
国税関係	相続税の手続き 所得税等の申告	岡山東税務署 ☎ 086-225-3141 岡山西税務署 ☎ 086-254-3411 西大寺税務署 ☎ 086-942-3815 瀬戸税務署 ☎ 086-952-1155
市立児童クラブ	退所、記載事項変更	入所していた市立児童クラブ 岡山市ふれあい公社 子ども支援課 ☎ 086-274-5161
市営住宅関係	市営住宅の承継・返還	岡山市営住宅管理センター ☎ 086-206-5560
預貯金口座	口座の凍結・相続手続き	各金融機関
クレジットカード	解約	各契約会社
固定・携帯電話、インターネット 等	契約承継・名義変更 解約	各契約会社
電気、ガス料金 等	名義変更 解約	各契約会社
NHK受信料	名義・支払変更 解約	NHK受信契約フリーダイヤル ☎ 0120-151515
不動産登記関係	所有権の移転登記	岡山地方法務局（本局） ☎ 086-224-5656 岡山地方法務局西出張所 ☎ 086-244-7111
遺言書 相続放棄 等	検認・開封 相続放棄の申立て	岡山家庭裁判所 ☎ 086-222-6771
日本学生支援機構の奨学金	奨学金の返還免除	日本学生支援機構 返還総務課 ☎ 03-6743-6044

# 庁舎等施設案内及び問い合わせ先

## 北区役所（本庁舎・分庁舎）



### 北区役所市民保険年金課

〒700-8544 北区大供一丁目1-1（本庁舎1階）  
 福祉総務係 ☎ (086)803-1118 住民記録係 ☎ (086)803-1124  
 証明係 ☎ (086)803-1120 国保年金係 ☎ (086)803-1130  
 戸籍係 ☎ (086)803-1123

### 北区市税事務所

〒700-8544 北区大供一丁目2-3（分庁舎1階）  
 管理係 ☎ (086)803-1175 資産税土地係 ☎ (086)803-1178  
 市民税第1係 ☎ (086)803-1176 資産税家屋第1係 ☎ (086)803-1179  
 市民税第2係 ☎ (086)803-1177 資産税家屋第2係 ☎ (086)803-1180

### 【北区役所（本庁舎・分庁舎）へのアクセス】

- ▶ JR岡山駅東口から市役所筋を南へ徒歩約15分
- ▶ 岡山駅バスターミナルからバスで約5分「市役所前」下車
- ※ 駐車場：Dパーキング岡山市役所（収容台数282台 駐車券割引処理により1時間無料）

## 中区役所



### 中区役所市民保険年金課

〒703-8544 中区浜三丁目7-15  
 福祉総務係 ☎ (086)901-1615 国保年金係 ☎ (086)901-1617  
 市民係 ☎ (086)901-1616

### 中区市税事務所

〒703-8544 中区浜三丁目7-15  
 管理係 ☎ (086)901-1608 資産税土地係 ☎ (086)901-1610  
 市民税係 ☎ (086)901-1609 資産税家屋係 ☎ (086)901-1611

### 【中区役所へのアクセス】

- ▶ 宇野バス（表町BC・岡山駅～東岡山行き）岡山市中区役所前バス停から徒歩1分
- ▶ 岡電バス（京山・JR岡山駅～藤原団地行き）浜東・中区役所前バス停から徒歩1分
- ▶ 両備バス（JR岡山駅～旭川荘行き）浜・中区役所前バス停から徒歩3分
- ※ 駐車場：約90台（無料）

## 東区役所



### 東区役所市民保険年金課

〒704-8112 東区西大寺南一丁目2-4  
 福祉総務係 ☎ (086)944-5017 国保年金係 ☎ (086)944-5022  
 市民係 ☎ (086)944-5018

### 東区市税事務所

〒704-8112 東区西大寺南一丁目2-4  
 管理係 ☎ (086)944-5010 資産税土地係 ☎ (086)944-5012  
 市民税係 ☎ (086)944-5011 資産税家屋係 ☎ (086)944-5014

### 【東区役所へのアクセス】

- ▶ JR西大寺駅から南へ徒歩約20分
- ▶ 両備バス（JR西大寺駅～東区役所前）（西大寺バスセンター～東区役所前）東区役所前バス停下車すぐ
- ▶ 両備西大寺バスセンターから南へ徒歩約10分
- ※ 駐車場：約90台（無料）

## 南区役所



### 南区役所市民保険年金課

〒702-8544 南区浦安南町495-5  
 福祉総務係 ☎ (086)902-3515 国保年金係 ☎ (086)902-3517  
 市民係 ☎ (086)902-3516

### 南区市税事務所

〒702-8544 南区浦安南町495-5  
 管理係 ☎ (086)902-3510 資産税土地係 ☎ (086)902-3512  
 市民税係 ☎ (086)902-3511 資産税家屋係 ☎ (086)902-3513

### 【南区役所へのアクセス】

- ▶ 岡電バス（岡南飛行場行き）浦安体育館前バス停下車すぐ
- ※ 駐車場：南区役所 約60台 浦安総合公園東 約260台（2時間以内は無料）

# 庁舎等施設案内及び問い合わせ先

## ●北区管内の支所・地域センター



御津支所  
〒709-2133 北区御津金川1020  
☎ (086)724-1111



建部支所  
〒709-3198 北区建部町福渡489  
☎ (086)722-1112



一宮地域センター  
〒701-1211 北区一宮638-1  
☎ (086)284-0501



津高地域センター  
〒701-1144 北区栢谷1682  
☎ (086)294-2411



高松地域センター  
〒701-1334 北区高松原古才247  
☎ (086)287-3731



吉備地域センター  
〒701-0153 北区庭瀬416  
☎ (086)293-1111

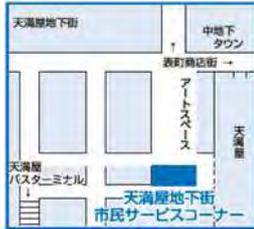


足守地域センター  
〒701-1463 北区足守718  
☎ (086)295-1111

## ■北区管内の市民サービスコーナー



パスポート市民サービスコーナー  
〒700-0026 北区奉選町二丁目2-1  
☎ (086)256-5000



天満屋地下街市民サービスコーナー  
〒700-0822 北区表町二丁目地下8  
☎ (086)226-8288

## ◆北区役所土木農林分室



土木農林分室  
〒701-1133 富吉1401-32  
☎ (086)286-9070

## ●中区管内の地域センター



富山地域センター  
〒703-8271 中区円山115-1  
☎ (086)277-7211

## ■中区管内の市民サービスコーナー



東岡山市民サービスコーナー  
〒703-8233 中区高屋344-1  
☎ (086)272-0034



中区福祉事務所内市民サービスコーナー  
〒703-8566 中区赤坂本町11-47  
☎ (086)272-8191



岡山ふれあいセンター内市民サービスコーナー  
〒702-8022 中区桑野715-2  
☎ (086)277-7251

# 庁舎等施設案内及び問い合わせ先

## ●東区管内の支所・地域センター



瀬戸支所  
〒709-0897 東区瀬戸町瀬戸45  
☎ (086)952-1111



上道地域センター  
〒709-0631 東区東平島191  
☎ (086)297-4211

## ■東区管内の市民サービスセンター・コーナー



古都市民サービスセンター  
〒703-8214 東区鉄113-1  
☎ (086)279-0016



朝日市民サービスセンター  
〒704-8155 東区西片岡67  
☎ (086)947-0010



瀬戸支所万富サービスコーナー（公民館内）  
〒709-0841 東区瀬戸町万富257  
☎ (086)953-0610

## ●南区管内の支所・地域センター



灘崎支所  
〒709-1215 南区片岡207  
☎ (086)363-5201



妹尾地域センター  
〒701-0206 南区箕島1024-8  
☎ (086)282-3121



福田地域センター  
〒701-0203 南区古新田1186  
☎ (086)282-1131



興除地域センター  
〒701-0213 南区中畦593  
☎ (086)298-3131



藤田地域センター  
〒701-0221 南区藤田508  
☎ (086)296-2221



児島地域センター  
〒702-8012 南区北浦716  
☎ (086)267-2231



福浜地域センター  
〒702-8032 南区福富中一丁目16-22  
☎ (086)265-4181



シネマタウン岡南市民サービスコーナー  
〒702-8056 南区築港新町一丁目25-1  
☎ (086)263-9741

## ■南区管内の市民サービスコーナー

# 庁舎等施設案内及び問い合わせ先

## ●北区管内の福祉事務所・保健センター



北区中央福祉事務所  
 福祉振興係 ☎ (086)803-1209  
 生活福祉係 ☎ (086)803-1210  
 介護サービス係 ☎ (086)803-1210

北区中央保健センター  
 ☎ (086)803-1265

岡山市保健福祉会館内  
 ・北区中央福祉事務所  
 ・北区中央保健センター  
 〒700-8546 北区鹿田町一丁目1-1



北区北福祉事務所  
 福祉振興係 ☎ (086)251-6530  
 生活福祉係 ☎ (086)251-6531  
 介護サービス係 ☎ (086)251-6532

北区北保健センター  
 ☎ (086)251-6515

北区北保健センター  
 御津・建部分室（建部支所内）  
 〒709-3198 北区建部町福渡489  
 ☎ (086)722-1114

北ふれあいセンター内  
 ・北区北福祉事務所  
 ・北区北保健センター  
 〒700-8546 北区谷万成二丁目6-33

## ●中区管内の福祉事務所・保健センター



中区福祉事務所  
 福祉振興係 ☎ (086)901-1231  
 生活福祉係 ☎ (086)901-1232  
 介護サービス係 ☎ (086)901-1233

中区福祉事務所  
 〒703-8288 中区赤坂本町11-47



中区保健センター  
 ☎ (086)274-5164

岡山ふれあいセンター内  
 中区保健センター  
 〒702-8002 中区桑野715-2

## ●東区管内の福祉事務所・保健センター



東区福祉事務所  
 福祉振興係 ☎ (086)944-1822  
 生活福祉係 ☎ (086)944-1884  
 介護サービス係 ☎ (086)944-1885

東区保健センター  
 ☎ (086)943-3210

西大寺ふれあいセンター内  
 東区福祉事務所  
 〒704-8116 東区西大寺中二丁目16-33

東区保健センター  
 〒704-8191 東区西大寺中野本町4-5

## ●南区管内の福祉事務所・保健センター



南区西福祉事務所  
 福祉振興係 } ☎ (086)281-9620  
 生活福祉係 }  
 介護サービス係 }

南区西保健センター  
 ☎ (086)281-9625

西ふれあいセンター内  
 ・南区西福祉事務所  
 ・南区西保健センター  
 〒701-0205 南区妹尾880-1



南区南福祉事務所  
 福祉振興係 ☎ (086)230-0321  
 生活福祉係 ☎ (086)230-0322  
 介護サービス係 ☎ (086)230-0323

南区南保健センター  
 ☎ (086)261-7051

南ふれあいセンター内  
 ・南区南福祉事務所  
 ・南区南保健センター  
 〒702-8021 南区福田690-1

## 庁舎等施設案内及び問い合わせ先

担当所属	参照番号	項目	制度所管課お問合せ先	
国保年金課	4, 5, 6, 7, 11, 12	健康保険、年金	保健福祉会館9階	管理・年金係 資格給付係 ☎ 803-1136 ☎ 803-1134
医療助成課	8, 9, 10, 30, 31, 34	健康保険、医療	保健福祉会館7階	長寿医療係 医療助成係 ☎ 803-1217 ☎ 803-1219
介護保険課	13, 14	介護保険	保健福祉会館7階	資格給付係 保険料係 ☎ 803-1241 ☎ 803-1242
障害者更生相談所	15	障害福祉	保健福祉会館4階	身体障害者係 知的障害者係 ☎ 803-1248 ☎ 803-1247
障害福祉課	16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23	障害福祉	保健福祉会館7階	管理係 福祉係 ☎ 803-1235 ☎ 803-1236
こころの健康センター	24	精神保健	保健福祉会館4階	総務係 ☎ 803-1272
保健所健康づくり課	16, 17, 25, 26, 32, 33, 34, 39	障害福祉、精神保健、医療、保健・衛生	保健福祉会館2階	特定疾病係 精神保健係 ☎ 803-1271 ☎ 803-1267
高齢者福祉課	27, 28, 29	高齢者福祉	保健福祉会館9階	在宅支援係 施設福祉係 ☎ 803-1230 ☎ 803-1231
こども福祉課	35, 36, 37, 38	児童福祉	市役所本庁舎9階	子育て給付係 ☎ 803-1222
保健所衛生課	40	保健・衛生	保健福祉会館2階	動物衛生係 ☎ 803-1259
環境事業課	41, 56	保健・衛生、その他	市役所分庁舎6階	事業係（し尿）☎ 803-1302 事業係（ごみ）☎ 803-1298
収納課	46, P24	税金・料金	市役所分庁舎2階	口座振替担当 ☎ 803-1185
料金課	P24	税金・料金	市役所分庁舎2階	滞納整理第1係 ☎ 803-1643 滞納整理第2係 ☎ 803-1642 滞納対策係 ☎ 803-1641
就園管理課	47	保育・児童教育	市役所本庁舎9階	支援係 ☎ 803-1432
地域子育て支援課	48	保育・児童教育	市役所本庁舎9階	放課後児童対策係 ☎ 803-1589
教育委員会事務局就学課	49	保育・児童教育	市役所本庁舎8階	管理係 ☎ 803-1587
住宅課	50	市営住宅	市役所本庁舎6階 市営住宅管理センター	管理係 ☎ 803-1471 北区 ☎206-5201 中区 ☎206-5301 東区 ☎206-5401 南区 ☎362-7031
水道局	51	上下水道	水道局本局庁舎1階 （お客様センター）	電話受付センター ☎ 234-5959
下水道営業課	52	上下水道	市役所分庁舎4階	使用料・負担金係 ☎ 803-1485
生活安全課	53	その他	市役所本庁舎2階	墓地・斎場係 ☎ 803-1277
建築指導課	54	その他	市役所本庁舎6階	空家対策推進室 ☎ 803-1410
道路港湾管理課	55	その他	市役所本庁舎6階	管理係 ☎ 803-1415
農業委員会事務局	57, 58	その他	市役所本庁舎7階	第一・第二農業委員会事務局 ☎ 803-1562・1564
交通政策課	59	その他	市役所本庁舎6階	地域公共交通推進室 ☎ 803-1376
農林水産課	60	その他	市役所本庁舎5階	水産林政係 ☎ 803-1345

## おくやみ窓口のご案内

◆おくやみ窓口の利用は予約制です。

※受付は、亡くなられた方の**住所地の区役所**において、ご希望の日の**3開庁日前まで**にお願いします。

◆亡くなられた後の市役所内の各種手続きについて、「ホームページやハンドブックを見ても手続きの方法がよく分からない」というご遺族をサポートさせていただく窓口です。

◆おくやみ窓口では職員が対面で、ご遺族からの情報をもとに、必要となる手続き及び担当窓口をご案内します。

◆亡くなられた後の市役所内のお手続きについては、おくやみ窓口ではなくても、これまでどおり最寄りの区役所・支所・地域センターでもお手続きいただけます。

◆全ての手続きがおくやみ窓口のみで完結できるものではありません。また、状況によっては、1度の来庁では完了しないものや、市役所以外での手続きが必要なものもあります。

◆手続きには時間がかかる場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

北区役所	中区役所	東区役所	南区役所
北区大供1丁目1-1	中区浜3丁目7-15	東区西大寺南1丁目2-4	南区浦安南町495番地5
予約専用電話 <b>086-803-1839</b>	予約専用電話 <b>086-901-1651</b>	予約専用電話 <b>086-944-5060</b>	予約専用電話 <b>086-902-3508</b>
<b>予約電話・窓口受付時間 平日 9時～16時</b> 【受付枠】 ①9時～ ②10時30分～ ③13時～ ④14時30分～			

メモ欄としてお使いください

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---